

## 清代北京の捕り手——番役・捕役とその社会関係について——

村上 正和

本稿は清代北京における警察機能について、特に現場の捕り手である番役・捕役の実態とその社会関係を中心に考察するものである。番役は歩軍統領衙門に、捕役は五城兵馬司の副指揮・吏目衙門に所属し、それぞれ現場で事件捜査にあたっていた。ただし両者の身分的な位置づけは異なっていた。番役・捕役は賤役として位置づけられていたが、番役の子孫の中には、科挙合格や任官を果たす者もいた。そのため嘉慶・道光年間には規定の変更が繰り返され、番役は賤役と位置づけられた。しかしこれは、番役の定員割れと応募者減少の一因となった。また捕役も、定員不足や業務過多に悩まされていた。

定員に満たない番役・捕役は、私的な協力者を必要としていた。番役・捕役を後ろ盾とした私的協力者の不正や横暴は、政府内でも問題視され、排除が命じられたこともあるが、実際は継続していったと考えられる。

この問題と表裏するのが、犯罪者との結託である。特に道光年間以降、政府内で北京の治安悪化が問題視されるようになると、番役・捕役と犯罪者との結託がクローズアップされていく。しかし政府は、もともと捕り手と犯罪者との結びつきを所与のものとして、ある程度は容認していた。

私的協力者の必要性と犯罪者との結託は、別種の問題ではなく、慢性的な人手不足と業務過多という番役・捕役が抱えていた構造的な問題に起因する。換言すれば、清代北京では、末端の私的な社会関係を取り込むことで、治安維持が図られていた。道光年間になって犯罪者との結託が注目されるが、これは単なる政府末端の腐敗ではなく、清代政府の統治と社会秩序形成の特質を示しているのである。